

65歳以上の方の介護保険料を改定しました

介護保険制度は、国、県、市の負担金(税金)と、40歳以上の方が負担する保険料をもとに運営されています。

市では、65歳以上の方の保険料額について、今後3年間の保険給付の推計から

基準月額を5,100円に設定し、保険料の改定を行いました。また、所得に応じた負担の公平を図り、所得の少ない方の負担軽減を図るため、保険料率の段階を11段階に細分化しました。

平成27～29年度の保険料額

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方・老齢福祉年金の受給者で世帯が全員市民税非課税の方・市民税世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.5	30,600円※
第2段階	・市民税世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の方	基準額×0.65	39,700円※
第3段階	・市民税世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	基準額×0.75	45,900円※
第4段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.85	52,000円
第5段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	基準額	61,200円
第6段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.2	73,400円
第7段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	基準額×1.3	79,500円
第8段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.5	91,800円
第9段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.75	107,100円
第10段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.0	122,400円
第11段階	市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額×2.25	137,700円

※平成27・28年度は、第1段階の保険料を5%軽減、平成29年度は、第1段階の軽減をさらに拡大するほか、第2・3段階の方も軽減をする見込みです。

◎介護保険制度の改正
第6期介護保険事業計画に合わせ、介護保険制度の改正を行います。
(1)特別養護老人ホームへの新規入所を、原則として要介護3以上の方に限定します。ただし、やむを得ない事情がある場合は要介護1・2の方でも対象となる場合があります。
(2)介護保険の利用者負担は原則とし

て1割ですが、8月から、一定以上の所得がある方は2割の負担となります。
(3)特別養護老人ホーム等に入所している方の食費・居住費を補助する「特定入所者介護サービス費」の給付を受ける際に、配偶者の方の所得や預貯金等を考慮するようになります。
◆問合せ
本高齢福祉課 ☎(21)2252

栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

市では、高齢者保健福祉施策を総合的に推進するため、平成27年度を初年度とする3か年計画を策定しました。本計画策定にあたっては、一般高齢者や要介護(要支援)認定者へのアンケートや、策定委員会での審議及びパブリックコメントを行い、市民の皆さんの意見を反映しました。詳しくは、市ホームページを参照ください。

本高齢福祉課 ☎(21)2243
本地域包括ケア推進課 ☎(21)2244

国保・後期医療 人間ドック (一般・脳検診) の助成

本市の国民健康保険や後期高齢者医療に加入し人間ドック等を受診される方へ、疾病の早期発見及び健康の保持増進を図るため、費用の一部を助成します。

○共通事項

・人間ドック等を受診される方は、「平成27年度国民健康保険人間ドック等検診申請書」または、「平成27年度後期高齢者医療人間ドック等検診申請書」に記入の上、申し込みください。結果通知が届いたら、検診機関に希望の受診日を各自で予約し、市から郵送された人間ドック検診券と国保または後期高齢者医療の被保険者証等をお持ちになつて受診してください。自己負担額はその際にお支払いください。

市が指定した検診機関

での受診となります。

※市が指定した検診機関以外で受診した場合や市外に転出した場合、国民健康保険の方が検診を受ける前に他の健康保険に加入した場合は、助成対象になりません。

◆種類

一般ドック(日帰り・宿泊)及び脳ドック(日帰り)

◆期間

6月1日～平成28年3月31日

◆対象

次のすべてを満たす方
○国民健康保険の場合
・国民健康保険の被保険者で35歳以上の方
・国民健康保険税を完納している世帯の方
・特定健診を受診しない方
○後期高齢者医療の場合
・後期高齢者医療の被保険者の方

◆検診項目

○一般検診
身体計測/視力/循環器系/胃腸管系/腎機能/血液検査ほか
○脳検診
身体計測/視力/循環器系/頭部MRIほか

◆検診機関

下都賀総合病院、とちの木病院、下都賀郡市医師会病院、西方病院、獨協医科大学病院、自治医科大学付属病院、大岡メディカルクラブ、慶友健診センター、宇都宮記念病院、栃木県保健衛生事業団、佐野厚生総合病院(国保のみ)、佐野医師会病院、佐野市民病院、済生会宇都宮病院
◆自己負担額

人間ドックの検診料(37,800円)70,200円)

から市助成額(検診費用の1/2相当額で3万円を限度)を引いた額(助成は年度内1人1回)

◆定員

国民健康保険 890人
程度 / 後期高齢者医療 100人程度

※定員を超えた場合は、抽選。

◆申込期間

4月27日(月)～5月15日(金)

◆申込方法

①窓口 本保険医療課、または各総合支所生活環境課
②郵送 〒3288686

(住所不要)

栃木市役所 保険医療課 (5月15日(金)必着)

③FAX (21)2679

申請書は、本庁及び各総合支所の保険医療担当窓口、各地区公民館(大宮・皆川・吹上・寺尾・国府)にあります(市ホームページからもダウンロード可)

◆問合せ

本保険医療課
国民健康保険 ☎(21)2131
後期高齢者医療 ☎(21)2137
大生活環境課 ☎(43)9216
藤生活環境課 ☎(62)0903
都生活環境課 ☎(29)1102
西生活環境課 ☎(92)0307
岩生活環境課 ☎(55)7762

都賀聖地公園墓地の使用募集

募集する墓所の概要

場所：都賀町木 2392番地
墓所の面積：1区画あたり6㎡(145区画)
永代使用料：45万円(市外の方は永代使用料が5割増)
管理手数料：年間3千円

◇申込みできる方

- ①本市に1年以上引き続き住民登録があり、市域に墓所を有しない方
- ②本市に土地・家屋を有するか、市内に3親等内の親族が居住する方で、市域に墓所を有しない方。

※「都賀聖地公園墓地募集要項」を必ず確認ください。

◇受付期間 6月1日(月)～19日(金)

◇申込方法

申込書に必要事項に記入のうえ、本環境課または各総合支所生活環境課に提出。申込書は、提出先で配布または市ホームページでダウンロード。なお、申し込みは一家族で1件のみです。

※応募者が募集区画数を上回った場合及び墓所の区画の決定は抽選となります。

都生活環境課 ☎(29)1102

相続・登記・裁判所関係書類作成等

親身になって相談に応じます

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐山隆事務所

栃木市旭町19番16号 栃木市文化会館斜め前
TEL0282(24)2555 (平日) 8:00～19:00

(土・日・祝) 事前予約にて承ります



リフォーム・屋根・外壁塗装工事請負

塗り替え工事をお考えの方は

地域で信頼の出来る当社へ!!

オオアク建装工業株式会社

栃木市箱森町51-28 (運動公園東側P前) TEL:0282-22-5981

住宅用火災警報器は取り付けただけではダメ! 説明書に記載された点検時期や方法で点検を行ってね。またホコリなど汚れていたら乾いた布などで拭き取り、お手入れも忘れないでね!!



栃木市マスコットキャラクターとち亀